

平成 24 年 9 月 PCT 願書及び国際予備審査請求書様式変更点

の解説

平成 24 年 9 月 13 日

平成 24 年 11 月 30 日更新

平成 24 年 12 月 28 日更新

平成 25 年 7 月 26 日更新

平成 24 年 9 月 16 日発効の PCT 実施細則改正に伴い、願書 (PCT/RO/101) 及び国際予備審査請求書 (PCT/IPEA/401) の様式が変更になりました。

この改正に伴い、特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則が改正され、平成 24 年 11 月 30 日より日本語の各様式についても変更されました。

様式の改正点は以下のとおりです。注意事項と併せて御覧ください。

改正内容：①願書 第Ⅱ欄、Box No. Ⅱ及び第Ⅲ欄、Box No. Ⅲにある、出願人又は発明者の指定国を示す「米国を除くすべての指定国」、「all designated States except the United States of America」及び「米国のみ」、「the United States of America only」のチェックボックスが削除されました。

②願書 第Ⅷ(iv)欄「発明者である旨の申立て（米国を指定国とする場合）」、Box No. Ⅷ(iv)「DECLARATION: INVENTORSHIP (only for the purposes of the designation of the United States of America)」の申立ての文言が変更になりました。

③願書 第Ⅸ欄、Box No. Ⅸ 及び国際予備審査請求書 第Ⅵ欄、Box No. Ⅵの「照合欄」、「CHECK LIST」から、「記名押印（署名）の欠落についての説明書」、「statement explaining lack of signature」が削除されました。

【注意事項】

- 米国特許法改正に伴い、平成 24 年 9 月 16 日以降は、指定国としての米国に対し、発明者以外の者（譲受人等）が出願人となることが許容されます。企業等の法人が米国を含む全ての指定国の出願人となることが可能となるため、願書様式から「米国を除くすべての指定国」、「all designated States except the United States of America」及び「米国のみ」、「the United States of America only」のチェックボックスが削除されました（改正内容①）。
- 米国は引き続き発明者である旨の宣誓又は申立ての提出を求めます。申立ての標準文言を定める、実施細則第 214 号の改正に伴い、願書の「発明者である旨の申立て（米国を指定国とする場合）」、「DECLARATION: INVENTORSHIP (only for the purposes of the designation of the United States of America)」の申立ての文言が修正されました（改正内容②）。

- PCT 規則 4.15(b) が削除されることにより、署名の欠如に関連する説明書を願書や国際予備審査請求書に添付して提出されることがなくなることから、各様式の「照合欄」、「CHECK LIST」から「記名押印(署名)の欠落についての説明書」、「statement explaining lack of signature」が削除されました(改正内容③)。
- PCT-SAFE Build232 以降のバージョン及びインターネット出願ソフト Ver. [i.1.91] 以降のバージョンは本改正に対応しています。
- [「米国特許法改正に伴う特許協力条約\(PCT\)に基づく国際出願手続の変更」](#) もあわせて御覧ください。